



労災保険給付 の概要



厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

労災保険とは

労災保険とは、業務災害、通勤災害等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

このパンフレットでは、業務上及び通勤途上の災害等についての基本的な考え方と各種労災保険給付について説明します。

業務災害について

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

業務上とは、業務が原因となったということであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があることをいいます。

この業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険の適用される事業場（法人・個人を問わず一般に労働者が使用される事業は、適用事業となります。）に雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものですから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。

業務上の負傷について

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

これは、所定労働時間内や残業時間内に事業場内において業務に従事している場合が該当します。

この場合の災害は、被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。

なお、次の場合には業務災害と認められません。

- ① 労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、又は業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合
- ② 労働者が故意に災害を発生させた場合
- ③ 労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④ 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます。）

(2)

事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

これは、昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいる場合が該当します。

出社して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際に業務をしているわけではないので、行為そのものは私的行為です。

この場合、私的行為によって発生した災害は業務災害とは認められませんが、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となります。

なお、用便等の生理的行為などについては、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に附随する行為として取り扱われますので、この場合には就業中の災害に準じて、業務災害として認められない場合を除いて、施設の管理状況等に起因して災害が発生したかというものと関係なく業務災害となります。

(3)

事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

これは、出張や社用での外出など事業場施設外で業務に従事している場合が該当し、事業主の管理下を離れてはいるものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているわけですから事業主の支配下にあり、仕事の場所はどこであっても、積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、一般的に業務に従事していることから、業務災害について特に否定すべき事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

業務上の疾病について

疾病については、業務との間に相当因果関係が認められる場合（業務上疾病）に労災保険給付の対象となります。

業務上疾病とは、労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病のことを意味しているわけではなく、事業主の支配下にある状態において有害因子にばく露したことによって発症した疾病のことをいいます。

例えば、労働者が就業時間中に脳出血を発症したとしても、その発症原因に足り得る業務上の理由が認められない限り、業務と疾病との間には相当因果関係は成立しません。一方、就業時間外における発症であっても、業務上の有害因子にばく露したことによって発症したものと認めら

れば業務と疾病との間に相当因果関係は成立し、業務上疾病と認められます。

一般的に、労働者に発症した疾病について、次の3要件が満たされる場合には、原則として業務上疾病と認められます。

① 労働の場に有害因子が存在していること

この場合の有害因子は、業務に内在する有害な物理的因素、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様、病原体等の諸因子を指します。

② 健康障害を起こしうるほどの有害因子にばく露したこと

健康障害は、有害因子へのばく露によって起こりますが、当該健康障害を起こすのに足りるばく露があったかどうかが重要です。

このようなばく露の程度は、基本的には、ばく露の濃度等とばく露期間によって決まりますが、どのような形態でばく露を受けたかによっても左右されるので、これを含めたばく露条件の把握が必要となります。

③ 発症の経過及び病態

業務上の疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触し、又はこれが侵入することによって起こるものなので、少なくともその有害因子へのばく露開始後に発症したのでなければならぬことは当然です。

しかし、業務上疾病の中には、有害因子へのばく露後、短期間で発症するものもあれば、相当長期間の潜伏期間を経て発症するものもあり、発症の時期はばく露した有害因子の性質、ばく露条件等によって異なります。

したがって、発症の時期は、有害因子へのばく露中又はその直後のみに限定されるものではなく、有害因子の物質、ばく露条件等からみて医学的に妥当なものでなければなりません。

通勤災害について

通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、往復の経路を

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切りの車庫を経由して通る経路など、通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

しかし、特段の合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。

次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、平常用いているかどうかにかかわらず、一般に合理的な方法となります。

⑤ 「業務の性質を有するもの」とは

以上説明した①から④までの要件をみたす往復行為であっても、その行為が業務の性質を有するものである場合には、通勤となりません。

具体的には、事業主の提供する専用交通機関を利用して出退勤する場合や緊急用務のため休日に呼出しを受けて緊急出勤する場合などが該当し、これらの行為による災害は業務災害となります。

⑥ 「往復の経路を逸脱し、又は中断した場合」とは

逸脱とは、通勤の途中で就業や通勤と関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、中断とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うことをいいます。

具体的には、通勤の途中で映画館に入る場合、バーで飲酒する場合などをいいます。

しかし、通勤の途中で経路近くの公衆便所を使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などのささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

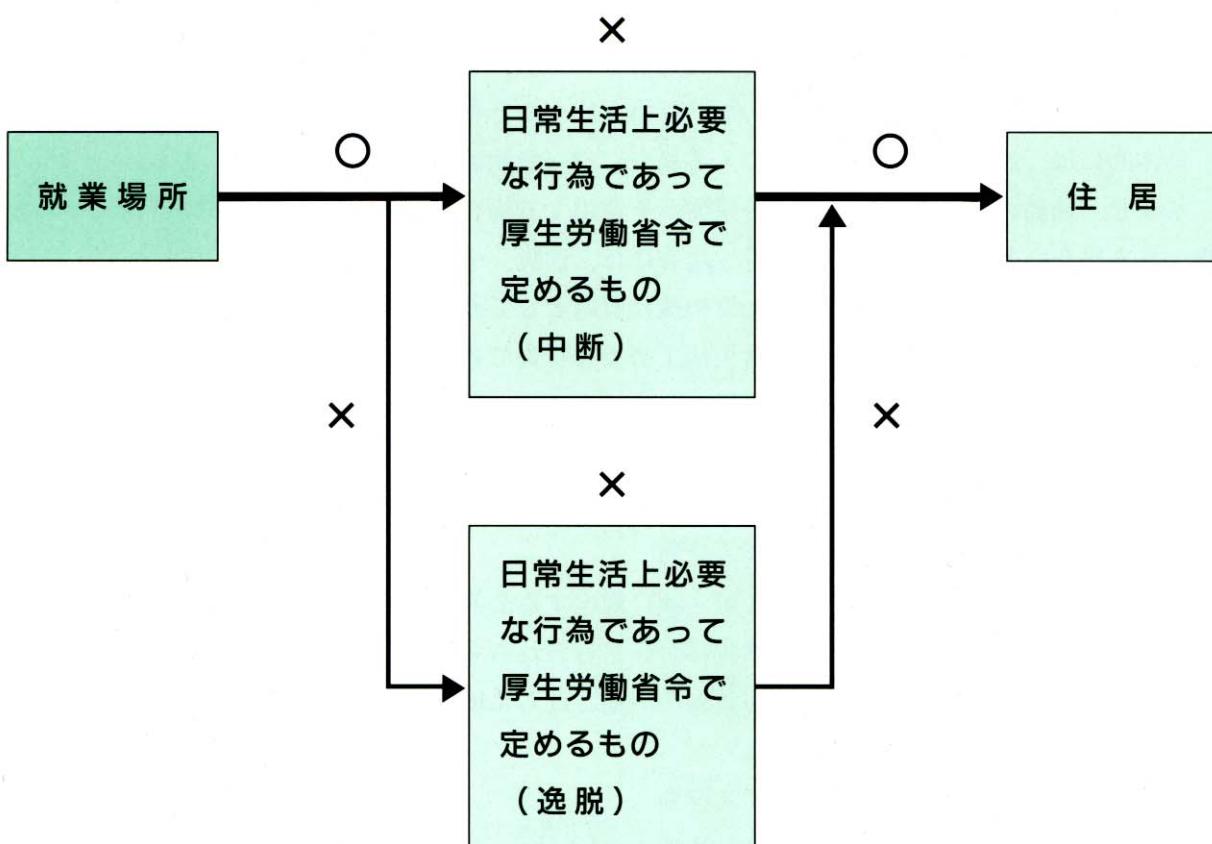
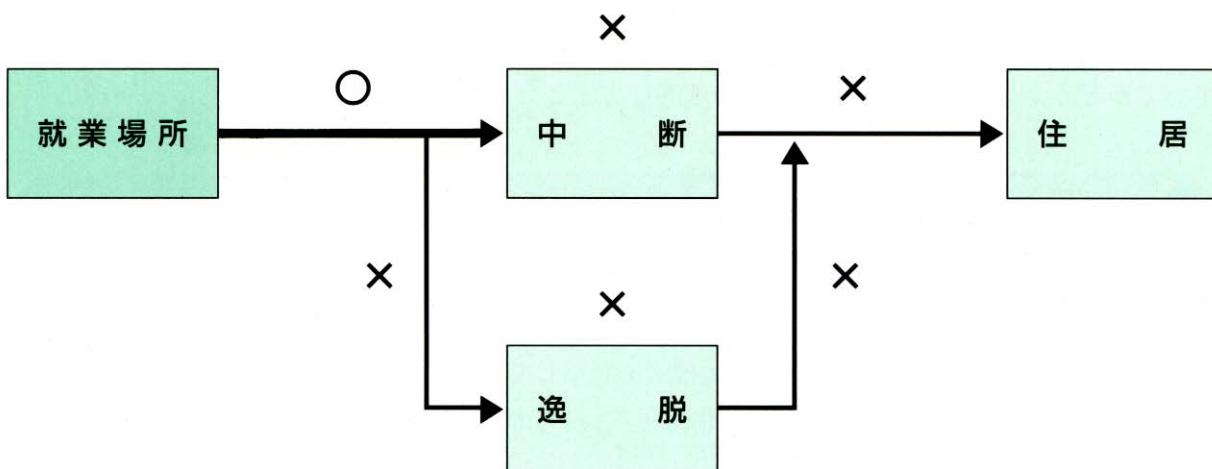
通勤の途中で逸脱又は中断があるとその後は原則として通勤とはなりませんが、これについて法は法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。

なお、厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為は以下のとおりです。

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものも含みます。）、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受けける行為
- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

通勤の範囲

- ……………通勤の範囲として認められるもの
×……………通勤の範囲として認められないもの



労災保険給付一覧

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 (障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいる場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金 (ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額) (遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金 (ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金(傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、106,100円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が57,580円を下回る場合は57,580円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、53,050円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,790円を下回る場合は28,790円。	
二次健康診断等 給付	事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、BMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること (2) 脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断及び特定保健指導の給付 (1) 二次健康診断 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA _{1c} 検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) ④ 負荷心電図検査又は心エコー検査 ⑤ 頸部エコー検査 ⑥ 微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)又は弱陽性(+)である者に限り行う。) (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

注1)「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものです。

注2) 表中の金額等は平成15年4月1日現在のものです。

給付基礎日額とは

労災保険給付においては、療養(補償)給付、介護(補償)給付及び二次健康診断等給付以外の保険給付は、原則として被災された方の稼得能力によって保険給付額が異なります。これは、労災保険が災害によって失われた稼得能力のてん補を目的とするからであり、具体的な保険給付額を算出する方法として、「給付基礎日額」というものを用います。

給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。この平均賃金とは、原則として、業務上又は通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日又は医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、その日の直前の賃金締切日）の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った1暦日当たりの賃金額のことです。

ところで、休業(補償)給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、賃金水準に応じて改定（スライド）され、また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます（休業給付基礎日額）。

また、年金たる保険給付（傷病(補償)年金、障害(補償)年金及び遺族(補償)年金）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額についても、賃金水準に応じて改定（スライド）され、年齢階層別の最低・最高限度額の適用があります（年金給付基礎日額）。なお、年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。

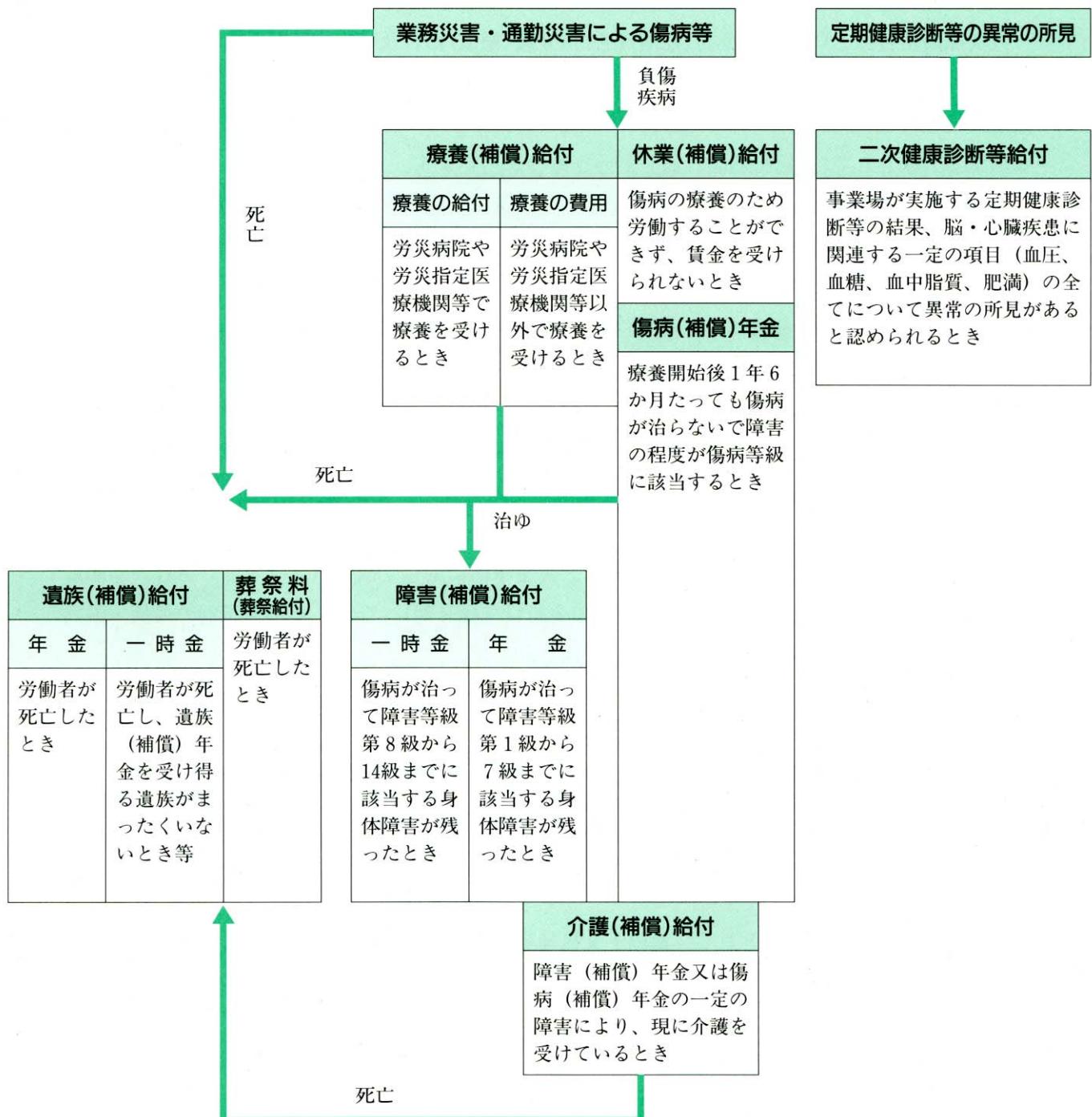
算定基礎日額とは

算定基礎日額とは、原則として、業務上又は通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額を算定基礎年額として365で割って得た額です。

ところで、特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

なお、特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

労災保険給付の概要



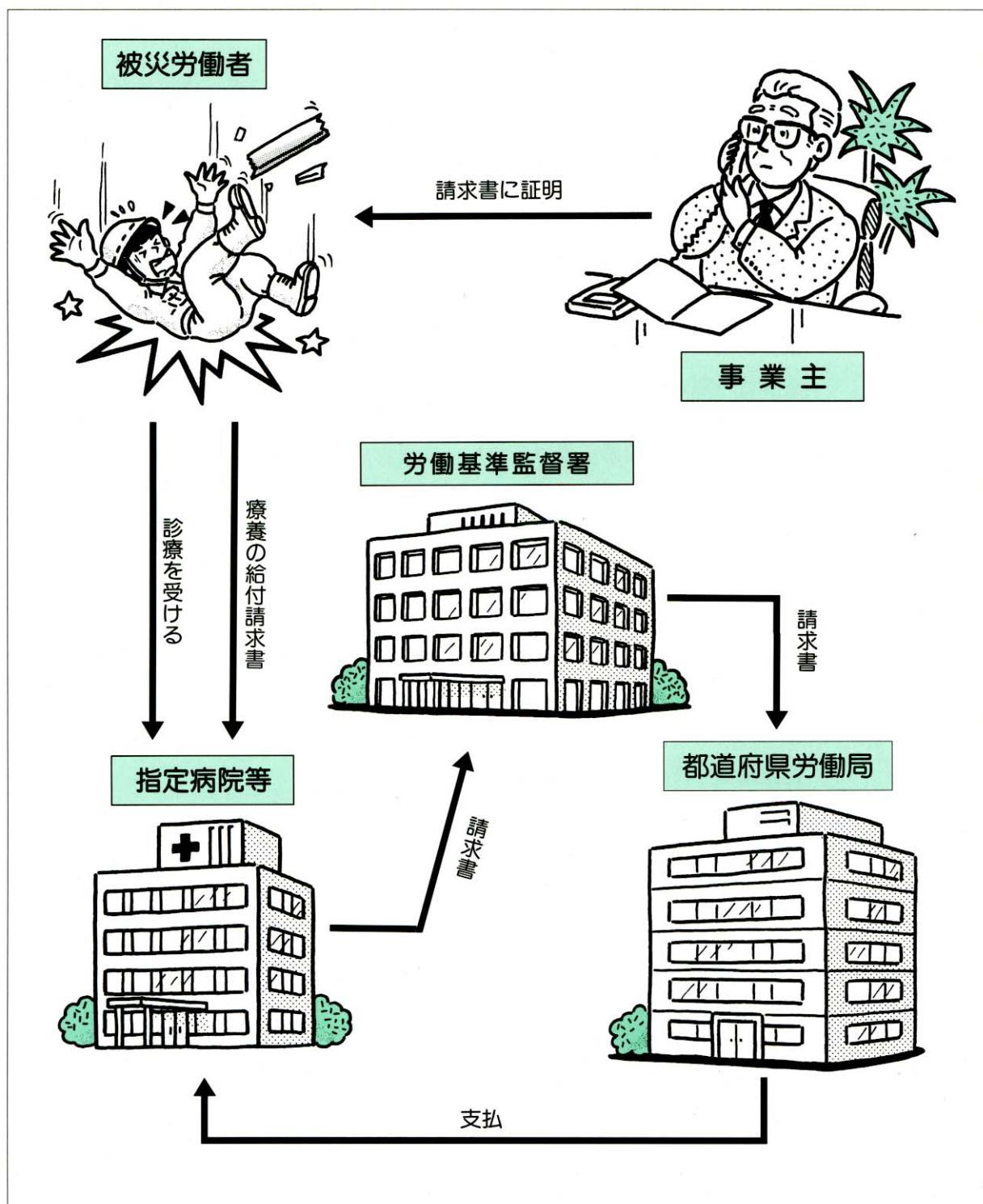
保険給付の手続き

保険給付を受けるためには、被災労働者又はその遺族が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（二次健康診断等給付は所轄労働局長）に提出しなければなりません。

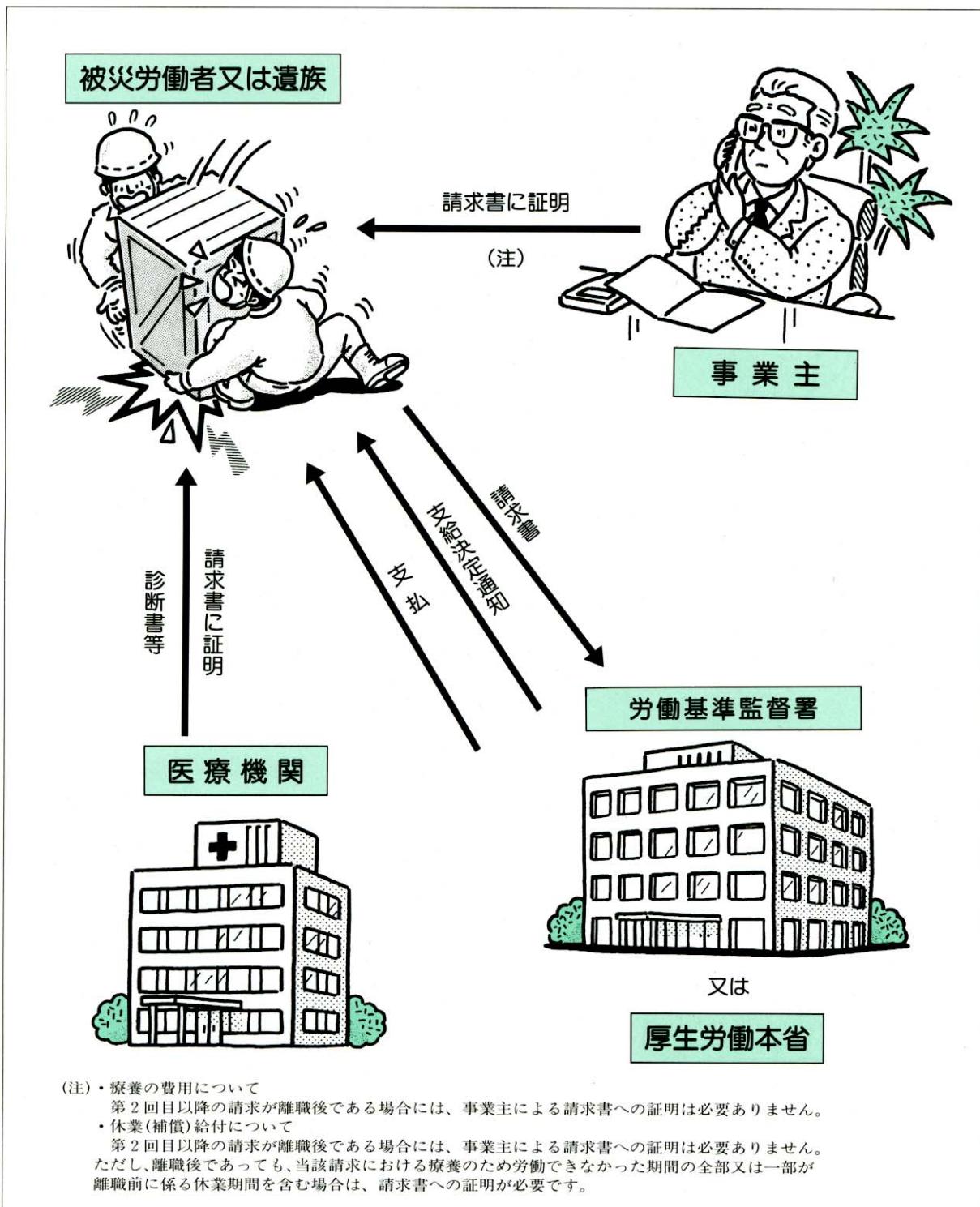
給付の種類	請求書の様式	提出先
療 養	療養補償給付たる療養の給付請求書（5号） 療養給付たる療養の給付請求書（16号の3）	病院や薬局等を 経て所轄労働基 準監督署長
休 業	療養補償給付たる療養の費用請求書（7号） 療養給付たる療養の費用請求書（16号の5）	
障 害	休業補償給付支給請求書（8号） 休業給付支給請求書（16号の6）	
遺 族	障害補償給付支給請求書（10号） 障害給付支給請求書（16号の7）	
葬 祭	遺族補償年金支給請求書（12号） 遺族年金支給請求書（16号の8）	所轄労働基準監 督署長
介 護	遺族補償一時金支給請求書（15号） 遺族一時金支給請求書（16号の9）	
二次健康 診断等	葬祭料請求書（16号） 葬祭給付請求書（16号の10）	
	介護補償給付・介護給付支給請求書 (16号の2の2)	
	二次健康診断等給付請求書 (16号の10の2)	病院又は診療所 を経て所轄労働 局長

手続きの流れ

○療養の給付請求書



○療養の費用・休業(補償)給付・障害(補償)給付・遺族(補償)給付・葬祭料(葬祭給付)・
介護(補償)給付の各請求書



○二次健康診断等給付請求書

